

廿日市市スポーツ・アクティビティ用車いす「パラサポ！ミライ」貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、運動会や体育、地域のイベント等で、インクルーシブな考え方が浸透していくことを目指し、スポーツ・アクティビティ用車いす「パラサポ！ミライ」の貸出しに関し、必要な事項を定める。

(貸出物品)

第2条 貸出し対象の物品は、別表に掲げるものとする。

(貸出対象者)

第3条 物品の使用を希望できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた者

(貸出期間)

第4条 物品の貸出し期間は1ヶ月以内とする。市長が引き続き貸出しを行うことを認めたときは、市長の定める期間に限り、更新することができる。

(貸出用途)

第5条 貸出しの対象となる用途は、次の各号のとおりとする。ただし、営利目的のイベントや体験会での使用、または貸出しを除く。

- (1) 学校での運動会や体育等の授業で使用する時。
- (2) 地域のイベント等で使用する時。
- (3) その他、市長が特に必要があると認める時。

(貸出手続等)

第6条 貸出しを希望する者（以下「使用者」という。）は、スポーツ・アクティビティ用車いす「パラサポ！ミライ」貸出申請書（第1号様式）により申請し、物品の貸出しを受けるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、市長は物品の使用を承認しないことができる。

- (1) 利用目的が不適当であるとき。
- (2) 物品に損害を与えるおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

3 使用者は、廿日市市多世代活動交流センターへ来訪し、物品が正常作動する状態であることを確認して貸出しを受けるものとする。

4 使用者が物品を返却するときは、廿日市市多世代活動交流センターへ来訪し、点検を受けて返却するものとする。

(貸出条件)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる要件を遵守するものとする。

- (1) 物品の使用範囲は原則廿日市市内とすること。
- (2) 貸出し及び返却に係る運搬は使用者が行うこと。
- (3) 貸出期間中に故障又は破損等したときは直ちにその旨を市へ連絡すること。
- (4) 使用後の取扱いについては、きれいに清掃し、故障等の有無を確認の上、返却すること。
- (5) 使用後は、速やかに廿日市市多世代活動交流センターに返却すること。
- (6) 借り受けた物品を他の個人等に転貸しないこと。

(破損時の処理)

第8条 使用者は、物品を破損又は紛失した場合には、自らの負担により市が指定する事業者にて原型に復さなければならない。

(破損時の補償)

第9条 前条の規定による物品の破損等に伴い発生した事故の責任は、市は一切負わないものとする。

(報告)

第10条 使用者は、貸出期間終了後1か月以内に、パラサポ！ミライ活用実績報告書（任意様式）により、活用実績を報告するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

貸出物品	数量
パラサポ！ミライ	10台